

Q 休日勤務させたのが半日なら、振替休日も半日与えればよいですか

A 休日は、原則として暦日、つまり午前0時から午後12時までの24時間単位で与えなければなりません。

24時間まるまる仕事から解放された休日を与えるのが趣旨ですから、勤務が半日だからといって休日も半日分だけでよいというわけではありません。